

市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

【事前にご確認ください】

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口 下保谷福祉会館 柳沢公民館 新町福祉会館 芝久保公民館 ひばりが丘公民館 住吉会館ルピナス	1月31日(金)	【柳沢公民館およびひばりが丘公民館】 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分 【上記以外の会場】 午前9時30分～午後1時30分 ※正午～午後1時も開設	○	○	-	○
	2月 3日(月)		○	○	-	○
	4日(火)		○	○	-	○
	5日(水)		○	○	-	○
	6日(木)		○	○	-	○
	7日(金)	※全ての会場において、 午前9時までは入場できませんので ご注意ください。	○	○	-	○
田無庁舎2階展示コーナー	2月17日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後4時 ※2月21・28日(金)は、 夜間窓口(午後6時～8時)も開設	○	○	○	○
保谷庁舎1階臨時窓口	2月10日(月)～3月 9日(月)	午前9時～午後4時	○	○	-	○
防災センター	3月10日(火)～16日(月)		○	○	○	○
防災センター 税理士による無料申告相談会	2月10日(月)～13日(木)	午前9時30分～午後3時30分 ※正午～午後1時も開設	-	-	○	-

〈全般〉
 ●(出・回・祝)を除く。
 ●「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
 ●各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切る場合があります。
 ●受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
 ●車での来場はご遠慮ください。
 ●「税理士による無料申告相談会」以外の全ての窓口は税務署の職員はおりませんので複雑な内容については東村山税務署にご相談ください。

〈所得税の確定申告〉
 ●市でご相談できない申告がありますので、4面をご確認ください。
 ●「税理士による無料申告相談会」は「東村山税務署からのお知らせ」をご覧ください。
 ●確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

東村山税務署からのお知らせ
 確定申告は税務署へ
 東村山税務署の申告書作成会場開設は
 2月17日(月)～3月16日(月)

申告と納税の期限(令和元年年分)
 所得税および復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)
 消費税および地方消費税 3月31日(火)

初日と最終週は特に混雑しますので、混雑緩和にご協力ください(左記期間以外に、税務署の申告書作成会場はありませんので、申告書の作成・相談のための来署はご遠慮ください)。
 受付時間は午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)になります。混雑状況により受付を早く締め切る場合がありますので、なるべくお早めにお越しください。

問 東村山税務署
 〒189-8555 東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811
 ※1月22日(水)から税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署はご遠慮ください。

日曜窓口
 税務署は平日のみ開庁ですが、2月24日(休)・3月1日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の申告相談と申告書の受付を行います。
 ※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

税理士による無料申告相談
 ～申告書を作成できます～
 小規模納税者の方の所得税および復興特別所得税・個人消費税、年金受給者・給与所得者の方の所得税および復興特別所得税の申告書(土地・建物・株式などの譲渡所得がある場合を除く)を作成して提出できます。
 ※所得金額が高額な場合や相談内容が複雑な場合は税務署をご利用ください。
 ※申告書などの提出のみの場合は直接税務署に提出してください(郵送可)。
 持4面「申告の際に必要なもの」を参考にしてください。
 ※混雑時は受付を早く締め切る場合があります。初日は特に混雑します。
 ※車での来場はご遠慮ください。

会場	日程	時間
西東京市 防災センター	2月10日(月)～13日(木) ※祝を除く	午前9時30分～午後3時30分

申告書は国税庁HPでパソコンやスマホで作成できます!
 国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマホ・タブレット端末等から申告書を作成できます。作成した申告書はプリンタで印刷(白黒でも可)して郵送で税務署に提出することができます(コンビニエンスストアのプリントサービス印刷も可)。
 マイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)や、税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法

(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」することもできます。
 ID・パスワード方式を行うためには、事前にID・パスワード方式の届出完了通知の発行が必要となります。
 ID・パスワード方式の届出完了通知については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。
 また、スマホで見やすい専用画面をご利用できます。
 令和2年からは、2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業などの雑所得がある方などはスマホ専用画面をご利用できる範囲が広がりました。さらに、「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマホ」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。マイナンバーカード対応のスマホなどをお持ちでない方も、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信できます。
 □申告および納付に関するご質問は税務署へ
 操作に関するお問い合わせは、「e-Tax作成コーナーヘルプデスク」
 ☎0570-01-5901(e-コクセイ)まで

便利で安心、振替納税をご利用ください!
 申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。
 □令和元年年分確定申告書の振替納付日
 ●所得税および復興特別所得税：4月21日(火)
 ●消費税および地方消費税(個人事業者)：4月23日(木)
 電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを経由して納付できます。詳細は上記問へお問い合わせください。

今年も申告書にはマイナンバーの記載が必要です!
 平成28年分以降、所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)」の提示または写しの添付が必要となります。税務署窓口で提出の際は、番号確認および身元確認に時間を要しますので、①・②について事前のご用意をお願いします。
 ①マイナンバーカード(個人番号カード) ※1枚で「番号確認」と「身元確認」ができます。
 ②「番号確認書類」+「身元確認書類」 ※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。
 ●番号確認書類とは、通知カード・マイナンバーの記載のある住民票の写し[※]
 ●身元確認書類とは、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証[※]
 ※郵送にて申告書を提出する際は、①の写し(両面)または②の写しを添付

医療費控除を受けるための手続きが変わります
 平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける際に、領収書の提出が不要となる代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。
 明細書の作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合

計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁HPからできます)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。
 ※平成29～令和元年年分の申告は、医療費の領収書の添付または提示でも可

年金申告不要制度について
 公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。
 ※所得税などの申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合あり

復興特別所得税の計算をお忘れなく
 平成25年分～令和19年分までの各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付が必要です(還付申告でも計算が必要)。
 復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。また、平成25年1月1日～令和19年12月31日に生ずる所得について、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

QRコードを利用したコンビニ納付手続き
 QRコードを利用した国税のコンビニ納付が可能となりました。ご自身のパソコンやスマホを使って、国税庁HP内の「確定申告書等作成コーナー」または「コンビニ納付用QRコード作成専用画面」から「QRコード」を作成することにより納付できます。
 □利用可能なコンビニ
 ●Loppi設置店舗…ローソン・ナチュラルローソン・ミニストップ
 ●Famiポート設置店舗…ファミリーマート
 ※納付できる金額は30万円以下となります。
 ※詳細は国税庁HP・上記問へお問い合わせください。